

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 1 か月分の賃金不払の疑い～

名古屋東労働基準監督署（署長 山本 祥喜）は、本日、株式会社美仁堂及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者に対し、次のとおり令和6年10月分の1か月間の定期賃金（約111万円）を、所定支払日までに支払わなかった疑い。

1 被疑者

（1）株式会社美仁堂

所在地：愛知県名古屋市千種区見附町

事業内容：エステティックサロン業

（2）代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社美仁堂、被疑者 A とともに、最低賃金法違反

同法第4条（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者 A は、被疑者株式会社美仁堂の労働者6名に対する令和6年10月分賃金（令和6年10月1日から同年同月31日まで）の定期賃金約111万円を、所定支払日に、愛知県最低賃金（時間額1,077円）以上の賃金で支払わなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

<参考>

○労働基準法

(賃金の支払)

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。))については、この限りでない。

(罰則)

第二百十条 次の各号の一にいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条から第二十七条まで、第三十二条の二第二項(第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の五第二項、第三十三条第一項ただし書、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条第七項、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第一百五条(第一百条第三項において準用する場合を含む。))又は第一百六条から第一百九条までの規定に違反した者

(第2号～第5号 略)